



# 自家発電ゼミナール 34

## 電気事業法における自家発電設備の保安規制について

12月号では発電設備が事業用電気工作物に該当する場合、電気事業法により設置者に義務づけられている「主任技術者の選任・届出」の概要を紹介しましたが、1月号では法令で定める主任技術者の選任の方法について解説します。

**Q1**

発電設備が事業用電気工作物に該当する場合、電気事業法により設置者に義務づけられている主任技術者の選任には、どのような方法があるのですか。

**A1**

電気事業法では主任技術者の選任の方法として、次の四つの場合について認められています。

1. 有資格者を選任する場合（届出）
2. 有資格者以外の者を選任する場合（選任許可）
3. 他の事業場の主任技術者に選任されている者を選任する場合（兼任承認）
4. 主任技術者を選任しないことができる事業場の場合（外部委託承認）

**Q2**

主任技術者を選任する四つの方法について、その内容とそれぞれの違いを教えてください。

**A2**

その内容等は次のとおりです。

### 1. 有資格者を選任する場合（届出）

主任技術者免状の交付を受けている者（有資格者）であって、原則として選任しようとする事業場の従業員の中から選任します。この場合、所定の申請書により経済産業大臣（又は所轄産業保安監督部長）に届け出なければなりません。

なお、有資格者を選任する場合、事業場の従業員以外に次に示す者も従業員に準じる者（みなし従業員）として、選任することができます。

- ・派遣労働者であって、電気主任技術者免状の交付を受け、選任する事業場に常時勤務する者
- ・保安の監督に係る業務の委託を受けている者であって、電気主任技術者免状の交付を受け、選任する事業場に常時勤務する者

## 2. 有資格者以外の者を選任する場合（選任許可）

主任技術者免状の交付を受けていない者であっても、事業場の保安の監督を行う能力があると経済産業大臣（又は所轄産業保安監督部長）が認めた場合には、選任を許可されることがあります。この場合、所定の許可申請書に添付書類を添えて許可申請を行わなければなりません。

なお、電気主任技術者について、選任許可の対象となる主な設備は表1に示すものです。

表1 電気主任技術者の選任許可の主な対象設備

設 備	範 囲
発 電 所	出力500kW未満のもの
需要設備	最大電力500kW未満のもの

## 3. 他の事業場の主任技術者に選任されている者を選任する場合（兼任承認）

主任技術者は受電単位で1事業場1主任技術者を原則としていますが、止むを得ない理由により他の事業場に選任されている主任技術者を経済産業大臣（又は所轄産業保安監督部長）の承認を得て、兼任させることができます。

この場合の兼任できる事業場は、資本関係にある事業場（同一会社、親会社、子会社又は兄弟会社の事業場）とされています。

なお、電気主任技術者については、資本関係がない事業場でも同一敷地内にあって設置者の間で保安確保の取決め等がなされている場合、兼任が認められることになりました。

## 4. 主任技術者を選任しないことのできる事業場の場合（外部委託承認）

法令の要件を満たす法人（電気保安法人）又は個人（電気管理技術者）と電気保安に関する業務の委託契約を結んでいる場合で、経済産業大臣（又は所轄産業保安監督部長）の承認を受けた事業場については、主任技術者を選任しないことができることとされています。

この場合の外部委託の対象となる主な設備は、表2に示すものです。

表2 外部委託の対象設備

設 備	範 囲
太陽電池発電所、風力発電所 水力発電所、火力発電所	出力2,000kW未満のもの
燃料電池発電所	出力1,000kW未満のもの
需要設備	受電電圧7,000V以下のもの